

(別添資料)

保育施設内で陽性者が確認された場合の対応

保育施設内で陽性者（感染者）が特定された場合に、迅速に施設内の感染拡大防止を図る必要があることから、臨時休園等の取り扱いを定め、保育施設における対応を下記のとおりといたします。

対象となる施設は、公立教育保育施設、認可保育施設、放課後児童クラブ、児童館、こっこーま、ファミリーサポートセンターとします。また、認可外保育施設においては、参考取り扱いとして運用してください。

◇ 臨時休園の措置

園内濃厚接触者の特定や施設内消毒作業を行うために要する期間として、陽性者が判明した翌日から3日間の期間で臨時休園*をすることができる。

※沖縄県との事前協議済みであるため、保育施設は市との協議無しに臨時休園が可能です。

※臨時休園の期間(3日間の期間)は園内の感染状況や濃厚接触者の状況に応じて、施設長で判断を行い、判断が困難な場合には市と協議を行ってください。

※臨時休園が3日間を超えて行う必要がある場合は、市と事前協議を行ってください。

◇ 臨時休園後の再開の目安

施設長は下記の項目を目安として、施設の一部又は全部の再開を検討してください。

- 施設内消毒を終えた。
- 園内の濃厚接触者が特定された。(濃厚接触者は自宅待機となる)
- 濃厚接触者として特定されなかった保育従事者の配置が行える。
- 給食(配食)などの再開の準備が整えられる。

◇ 濃厚接触者の登園(出勤)の目安

- 保健所からの指示によりPCR検査の対象となるが、濃厚接触者と特定されなかった。
- 濃厚接触者として保健所等から示された自宅待機期間が終了した。
(※陽性者と最後に接触した日から14日間経過した)
- 親兄弟など同居家族や身近に陽性者がいない。

◇ 陽性者の登園(出勤)の目安

- 保健所から示された療養期間の解除の連絡・通知があった。
- 親兄弟など同居家族や身近に陽性者がいない。